



未来のために～みんながやさしきでつながるまち～

習志野市

令和元年11月13日

報道関係者各位

## 消防職員の処分について

習志野市消防長 高澤 寿

令和元年10月10日に児童買春・児童ポルノ禁止法違反の容疑で逮捕された本市消防職員に対し処分を行いましたので、お知らせいたします。

### 1 処分の内容

所属	職名	年齢	処分内容
消防本部	消防士長	29歳	休職

当該職員が起訴(公判請求)された事実を確認しましたので、地方公務員法第28条第2項第2号の規定に基づき休職処分としたものであります。

2 処分年月日 令和元年11月13日

3 処分の期間 起訴された事件の判決が確定する日まで

### 4 今後の対応

今回は起訴された事実に基づき休職処分をおこないましたが、今後当該職員に対しては地方公務員法等の規定に則り、起訴された事件に対し厳正な処分をもって対処してまいります。

処分内容が決まり次第、改めて発表します。

問合せ先 習志野市消防本部  
次長 鈴木憲一  
電話 047-452-1282(総務課直通)  
047-452-1212(代表)